

京都市告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成25年5月27日

京都市長 門川 大作

1 申請者

特定非営利活動法人 ブライト・ミッション（理事長 太田 香子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

滋賀県大津市国分一丁目13番1号

3 事業所の名称

就労継続支援事業所 さわさわ

4 事業所の所在地

京都市中京区竹屋町通寺町上る下御霊前町648-3

5 指定する事業の種類

就労継続支援B型

6 指定年月日

平成25年5月1日

7 事業所番号

2610381077

（保健福祉局障害保健福祉推進室）